

令和元年  
第12回立川市農業  
委員会総会議事録

立川市農業委員会

## 令和元年第12回立川市農業委員会総会日程

日時 令和元年12月25日（水）午後3時

会場 208及び209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 引続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和元年第12回立川市農業委員会総会

令和元年12月25日(水)

立川市役所208及び209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	粕谷秀夫君	10番	原島和也君
2番	鈴木豊君	11番	岩田安雄君
3番	金子波留之君	12番	粕谷久敬君
4番	内野英樹君	13番	長泉芳雄君
5番	金子波留之君	14番	清水一幸君
6番	小峰喜昭君	15番	藤野浩司君
7番	山下明君	16番	馬場宏君
8番	島田加美君	17番	梅田守男君
9番	横幕玲子君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君

次長 奥野 武司 君

主査 東深澤 貴行 君

主任 横井 雅司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。12月に入りまして、押し詰まってきたけれども、クリスマスといっても昔のような活気はないようなんですが、一つの行事としていいことだと思います。

12月は、普通だと乾燥して、昔は空っ風が吹くようだったんですけれども、今はあまり空っ風も吹かないで、雨が多くて、今年は畑が全然乾かないで、地下足袋が濡れるような日が多いですね。

野菜等も台風19号あたりでかなりダメージを受けたんですけれども、立ち直って、相場はどうなんですか、まあまあというところで、ハクサイあたりはあまりよくないみたいな感じなんですけれども、どうにか相場も安定しているようでございます。

みの一れ立川も、この間、広報が入っていましたけれども、売れ行きもいいと思いますので、また来年も頑張ってやっていただければと思っております。

それから、我々農業委員会も来年7月19日で満3年の任期が終わるわけでございますけれども、新たに選出される方、またそのまま継続される方、いろいろあろうかと思いますが、2月7日に支部長さんを説明会で招集するという事で、1月半ばごろ、その御案内がJAの支部長さんに行くと思うんです。2月7日は確定で、7時から説明会をするということで、私と職務代理と事務局で出席をさせていただきたいと思っております。

各支部の忘年会はもうないと思うんですけれども、新年会がどこでも各支部で行われると思うんです。その席で、農業委員さん、御挨拶をとというのが必ずあると思うんですけれども、そのときに特定生産緑地の申請が一人も漏れないということでやっておりますので、来年度も漏れのないようにと、そういうお話をさせていただければと思っております。

7月19日の任期が切れる前に、挨拶の中で、今、私が言ったようなことを各支部の方々に御報告をしていただいていた結構でございますので、ぜひお話をさせていただきたいと思えます。まだ7カ月もあるわけですから、その間は任期中でございますので、農業委員としての職務を遂行していただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

平成から令和にかけて、この1年間、皆様方には大変お世話になり、また事務局にもお世話になりまして、大きな問題もなく、どうかここまで来られたのも皆さんのおかげだと心から感謝をする次第でございます。これからも残された期間を、市民また農家のために頑張っけてやっけていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより令和元年12月、第12回立川市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員の過半数が出席されておりますので、立川市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。

なお、本総会に付議すべき項目は、別紙のとおりでありますので、順次御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名ですが、4番の内野委員と5番の鈴木和昌委員の御両名にお願ひいたします。

それでは、報告事項であります、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出が今回は3件出ております。(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出が今回は4件出ておりますので、一括して事務局より報告をお願ひいたします。局長。

局長 それでは、事務報告を差し上げます。

お手元の縦長の資料ですね、事務報告、報告(1)を御参照いただきながらお聞きください。

1 1月26日（火）、農産物品評会褒賞授与式及び講演会。

1 1月28日（木）、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会。

1 1月29日（金）、令和元年度農業委員会活動推進フォーラム。

1 2月5日（木）、東京都認定農業者等担い手連絡会議、東京アグリマネジメントスクール「食と農セミナー」。

1 2月12日（木）、第3回農地パトロール。

1 2月13日（金）、現地調査。

1 2月25日（水）、令和元年第12回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

1 2月26日以降の予定でございます。

1月15日（水）、北多摩地区農業委員会連合会理事会・懇談会。

1月16日（木）、現地調査。

1月24日（金）、令和2年第1回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

1月27日（月）、北多摩西部地区農業委員会検討会。

2月4日（火）、令和元年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式・講演会。

2月14日（金）、現地調査。

2月20日（木）、第61回農業委員会・農業者大会。表彰式兼祝賀会。

2月25日（火）、令和2年第2回農業委員会総会。農業委員会全員協議会。

事務報告は以上です。

次長 続きますして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。1枚めくっていただいて、タイトルのほうをご覧ください。これまで「農地法第4条第1項第7号」とあった部分が「農地法第4条第1項第8号」というふうになっております。

こちらは農地法の一部改正が施行され、農地転用の「不許可の例外」という項目が1項目追加されたことによる項目のずれでございます。

同様に、権利の移転・設定を伴う農地法第5条の届出についても、同様の理由によりまして号数が第6号から第7号に変わっております。

それでは、改めて報告事項(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出3件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は一番町5丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積の合計は283㎡。転用目的は公衆用道路でございます。

2件目、農地の所在は幸町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,344㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は砂川町7丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は25㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出4件について御報告いたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は富士見町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は106㎡。転用目的は雑種地でございます。

2件目、農地の所在は西砂町5丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積の合計は2,587㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は富士見町1丁目の1筆。地目は、

登記簿上が畑、現況は宅地。面積は126㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

4件目、農地の所在は錦町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は113㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

各々周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ただいま報告がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

私のほうから。報告事項(3)の番号1、これは5名が出ておりますけれども、人数が多いということは、共有の畑になっているんですか。

主査 これは持ち分で、共有の土地を1人に譲渡するということです。

議長 ほかにございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、報告事項については、これで終了いたします。

次に、議案第1号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、今回は11件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。次長。

次長 現地調査を12月13日、申請者の立ち会いのもとに、会長、鈴木職務代理、藤野委員、馬場委員、山下委員、内野委員、鈴木和昌委員、粕谷久敬委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。今回は11件でございます。それぞれの農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

それでは、番号に沿って御説明いたします。

議案第1号の1及び2につきましては、共有持ち分に応じて、各人が納税猶予を受けている農地で、対象となる農地は同一でありますので、まとめて説明をいたします。

特例農地については栄町3丁目の2筆となります。

略図1と2をご覧ください。こちらは立川通りと高木通りの分岐点近くに位置する農地で、露地やトンネルハウスにブロッコリー、カブ、コマツナ、ホウレンソウなどの野菜が作付けされ、一部、キクなどの花卉も栽培されておりました。

境界は明確で、農機具小屋の敷地として、一部特例農地から除外している箇所がありました。

生産物は主に自家消費でございます。

肥培管理はほぼ良好でした。

農業従事者は、申請者夫婦でございます。

議案第1号の3、特例農地については栄町3丁目の2筆となります。

略図3をご覧ください。略図3は立川通りの南側に位置する農地で、サトイモ、タマネギ、ニンニク、ホウレンソウ、ソラマメなどが作付けされておりました。なお、一部の農地は養液栽培用ハウスの新規設置場所及び旧来から使用しているハウスの移設に向け整地されておりました。

生産物は、レストランなどへの契約販売が中心です。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と妹でございます。

議案第1号の4、特例農地については幸町5丁目の1筆、柏町2丁目の3筆、柏町4丁目の2筆となります。

略図4-1をご覧ください。略図4-1は自宅南側に隣接する農地で、ネギ、ブロッコリー、カブ、ダイコンなどが自家消費として作付けされておりました。

略図4-2をご覧ください。こちらは柏町団地南に位置する農地で、ドウダン、サルスベリ、シャラ、カイドウなどの植木が生産されて、一部タマネギやハクサイが作付けされておりました。

略図4-3をご覧ください。こちらは玉川上水駅の南に

位置する農地で、シャラ、ドウダンなどの植木生産中心で、一部にネギが作付けされておりました。

肥培管理は良好でした。

植木生産物は、園芸店へ出荷を行っているとのことでした。

農業従事者は、申請者本人夫婦と子ども夫婦でございます。

議案第1号の5、特例農地については砂川町5丁目の1筆となります。

略図5をご覧ください。略図5は自宅の北に位置する農地で、自家消費用にダイコン、ハクサイ、ネギ、キャベツなどの野菜のほか、クリ、ブルーベリーが植え付けられておりました。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人夫婦でございます。

議案第1号の6、特例農地は上砂町2丁目の8筆、上砂町5丁目の2筆。

略図6-1をご覧ください。こちらは五日市街道沿いの自宅南側に広がる農地で、コマツナ、ホウレンソウ、ミズナ、パクチー、ウド、キャベツなどが点々と作付けされておりました。

略図6-2をご覧ください。こちらは西武拝島線の北側に位置する農地で、サトイモ、ダイコン、ホウレンソウ、ウコンなどが作付けされておりました。

いずれの畑も無農薬で栽培を行っているとのことでした。少し草が目につきました。

生産物は瑞穂町の量販店などに出荷しているとのことでございます。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦でございます。

議案第1号の7、特例農地については一番町2丁目の1筆でございます。

略図7をご覧ください。略図7は玉川上水の南、昭島市

との市境に位置する農地で、今後の作付けに向け、耕うん、整地されておりました。

生産物は自家消費用とのことでした。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦でございます。

議案第1号の8と9でございます。議案第1号の8と9は同一の世帯に属する農地で、南北に連続しておりますので、まとめて御説明いたします。

特例農地については西砂町1丁目の9筆でございます。

まず略図8ですが、こちらは五日市街道沿いの自宅の南側に連続する農地で、一番南側の区画は西武拝島線を越えている場所でございます。

略図9は自宅敷地から南に連続する6筆の農地でございます。20棟前後の農業用ハウスに加え、露地にはコニファー類やオリーブ、オタフクナンテンなどの植木、シバザクラ、タマリユウ、リュウノヒゲ、クマザサなどグランドカバー類約200種、ブドウなどの果樹が栽培されておりました。

なお、隣接する新設住宅への配慮として、露地のグランドカバー類の散水設備に対して、防薬シャッターの設置工事をちょうど終えたところでした。

肥培管理は良好でした。

生産物は主に契約出荷をされており、みの一れ立川にも出荷しているとのことでした。

農業従事者は、申請者本人と子ども夫婦、孫でございます。

議案第1号の10、特例農地については西砂町5丁目の3筆、西砂町6丁目の2筆となります。

略図10をご覧ください。

略図10-1は自宅北側に細長く広がる農地で、サルスベリ、ツバキ、モミジ、シャラなどの植木が植え付けられておりました。ただし、自宅に近い農地の一部は竹が相当

進入している様子がかがわれました。

略図 10-2 でございます。こちらは横田基地近く、西砂バイパスの南に位置する農地で、モッコク、サザンカ、ツツジ、モミジ、ウメなどの植木が植え付けられておりました。南北に分かれています。北側の農地はケヤキなどの高木を伐採したため、大変見通しがよくなっておりました。

生産物は受注販売を行っているとのこと。

農業従事者は、申請者と子どもでございます。

議案第 1 号の 11、特例農地については西砂町 6 丁目の 1 筆となります。

略図 11 でございます。こちらは市立第七中学校の北に位置する農地で、シャラ、サルスベリ、イギリスナラなど多品目の植木の生産がされておりました。

生産物は契約出荷を行っているとのこと。

肥培管理は良好でした。

農業従事者は、申請者夫婦でございます。

議案第 1 号につきましては以上でございます。

議長 それでは、調査を担当された委員から、順次補足説明をお願いしたいと思います。番号 1・2・3 を私、粕谷が報告させていただきます。番号 4 を藤野委員、番号 5 を馬場委員、番号 6 を山下委員、番号 7 を内野委員、番号 8・9 を鈴木和昌委員、番号 10・11 を粕谷久敬委員の順にきたいと思います。

それでは、番号 1・2・3 をご覧ください。この方は、先ほど御報告がありましたように共有でございます。御夫婦で管理をしております。農地の面積はそれほどないんですが、角が欠けているところはお墓でございます。家庭菜園、自家消費をやっているところでございます。あと境等は問題ないと思います。

一部、野菜の収穫が終わったナスのながらが野積みになって

おりましたので、それを片付けるように注意させていただきました。

ほかは問題ないと思います。

次に、番号3の方ですが、この方も境は確認させていただきました。一部かぎになっているところが第三者のお墓の跡でございます。この方も報告がありましたとおり、トマトの栽培をするということで、新しくパイプハウスを建てるといことです。東京都の補助事業を使つてのことでございます。今、整地をしてありまして、まだ工事は進んでおりません。ほかの農作物は肥培管理もよくできておりまして、問題はないと思います。

続きまして、番号4を藤野委員、お願いいたします。

- 15番 　いずれの圃場も、先ほど次長のほうから説明があつたとおりで、植木がちらほらと植えてあるような状態で、作付けとしては植木と、あと自家消費用の野菜が、本当に少ないんですが、作付けされているような状態です。

境界石につきましては、一部確認できないところもあるんですが、耕うん、整地されてありまして、問題ないかと思われれます。

以上です。

議長 　次に、番号5を馬場委員、お願いします。

- 16番 　この方は、先ほど説明がありましたように、夫婦でやられているんですけれども、どちらも高齢になっておりまして、やっているという感じは見えるんですが、自家消費ということで、全面の畑がきれいになるというわけではないんですけれども、しょうがないのかなという感じでおります。

また、略図5の北側と東側は国有地になっておりまして、それで不法耕作している方がいたとか、草を刈ってくれないとか、そういう問題をちよつと言われましたので、どこかの機会に話ができたらなと思つております。

以上です。

議長 次に、番号6を山下委員、お願いします。

7番 こちらの申請者は大分高齢になっておりまして、息子さん夫婦がやっております。先ほどありましたとおり無農薬ということで、作付けも全く耕うんがしづらいような作付けをやっております、そんな状態です。

境界は、道路と川が2本通っておりまして、そこが切れておりますが、そこは確認しております。

それと略図6-1の左下のほうの形がちょっと変わったところなんですけれども、こちらには収穫はしないだろうという大きな梅の木が1本ありまして、使っていないんだったら剪定して、少し手を入れてくれという話をいたしました。

トマトの支柱とかも立ちっぱなしでありましたので、そちらも片付けるようにと指導のほうをさせていただきました。

裏面の略図6-2のほうの畑ですが、こちらはウドとかウコンだとかサトイモ等が植わっておりましてけれども、こちらについてもハウレンソウ、ハクサイについては作付けがもう遅過ぎまして、もう全くできていない状態で、草だらけということで、せめてその間ぐらひは耕うんしてくれというふうに、職務代理とともに回らせていただいて、職務代理のほうから強く言ってくださいということをお願いをしておきました。

境界は確認済みで問題はないと思います。

以上です。

議長 続きまして、番号7を内野委員、お願いします。

4番 ここは住宅街の一角ということで、次の作物のために耕うんされておりました、きれいになっていたと思われれます。ただ、アパートのほうですね、略図の上のほうですが、一本、野木みたいなものが自然に生えてきたのかな、それがありませんので、それだけは片付けてくださいということによってあります。

以上です。

議長 続きまして、番号 8・9 を鈴木和昌委員、お願いします。

5 番 番号 8 と 9 の方は親子でありまして、番号 8 の方が現在 96 歳という御高齢のため、軽微なことのみです。番号 9 の方も某協同組合の理事を長年務められている関係で、なかなか毎日仕事はできないのですが、パートさんを 10 名ほど雇用しておりまして、それをカバーしております。

場所におきましては、略図 8 の一番下側の植木の出荷が終わったところに若干草がありましたので、耕うんしておくようにとっておきました。

境界のほうは確認できたのですが、略図 9 の一番下側の道沿いのところがどうしても土が埋まってしまうため、掘り起こして毎回見ているようですので、場所を確認できるように、ポール等を立てておくようにというふうに言っておきました。

また、略図 9 の一番北側のところには、廃棄したほうがいいポット等がありましたので、それは早めに片付けるように指導しておきました。

以上です。

議長 最後になりますが、番号 10 と 11 を粕谷久敬委員、お願いします。

1 2 番 この方はかなり御高齢でして、仕事自体のほうは息子さんが中心にやっておられます。

略図 10-1 の圃場なんですけど、先ほど事務局からお話があったとおり、略図の下のほうなんですけど、大分タケが伸びておりまして、職務代理から早急に切るようにというお話があって、それを改めて指導しておきました。

あと全体の畑なんですけど、ちょっと草が多かったので、それも早急に除草剤なり何なりでちゃんと処理をするように指導しました。

あと、この圃場全体なんですけど、植木の手入れができていないということで、大きめになったりしているの、必要ないものは処分したり、剪定なり何なり、手入れをしっかりとや

っていただくように指導しておきました。

略図 10-2 ですが、こちらは草等はほとんど目立たなかったのですが、ウメとかモッコクですか、そういうものが伸び放題に近い状態になっておりましたので、なるべく早めに手を入れて、管理してもらうように指導しておきました。

番号 11 のほうですが、こちらは植木が植えてある畑でして、植木自体はきれいに植えてありました。あと伸び過ぎたものに関しては、更新するように切ってあるものもありました。また、空いているところもきれいに耕作してありまして、新しい苗木等が整然と植えられておりました。

木の種類のほうが多くて、説明できないんですが、圃場全体に管理が行き届いていると思いました。

境界のほうも全て確認できました。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について、何か質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないものと認め、採決に移ります。議案第 1 号、引続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 全員挙手と認め、証明することに決めます。

本日の審議予定はこれで終了でございますが、何か御質問がありましたらお願いいたします。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようであれば、総会を終了したいと思います。

この後、10分程度の休憩をとり、全員協議会の前に神崎総務課長から「農林業センサス」について説明があるそうでございますので、よろしくお願いいたします。10分ほど休憩をとります。

みえているそうなので、休憩はそれが終わった後というこ

とでよろしいですか。訂正させていただきます。

それでは、このまま続けます。よろしく申し上げます。

〔総務課職員 着席〕

議長 お忙しいところをありがとうございます。

それでは、報告があるそうですので、御説明をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

総務課長 皆様、こんにちは。お忙しいところ貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。私は総務課長をしております神崎と申します。よろしくお願ひいたします。

私のほうの所管しています統計調査のほうの関係で、今日はお邪魔させていただきました。

お手元のほうに資料がございますので、こちらのほうをご覧ください。

本日は、来年1月に農林水産省が行う「農林業センサス」という調査について、御協力のお願ひにまいりました。年始のお忙しい時期にお願ひということになりますが、御協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

詳細につきましては、担当の宮澤係長のほうから御説明申し上げます。

統計係長 総務課統計係の宮澤と申します。「農林業センサス」について説明させていただきます。

お手元のこちらのA4横になっております、「2020年農林業センサスのご協力を申し上げます」というチラシをご覧くださいませでしょうか。こちらが農林業センサスなんです。農林水産省が5年に一度行っている調査となっております。対象は、全国全ての農業、それから林業の方々になります。

調査のほうなんです、1月14日火曜日より、調査員がお邪魔をしまして、調査の説明、それから御協力のお願ひ、そして調査票をお渡しさせていただきます。

御協力いただきました回答の調査票につきましては、後日、

2月1日以降、調査員がお邪魔をして回収させていただきます。年始のお忙しいところを大変申しわけございませんが、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

議長 今、お二方から御報告がありました。何かわからないことがありましたら、この席で、どんなことでも結構ですから、お聞きください。内野委員。

4番 今、調査員が回ると言いましたけれども、調査員というのは市役所の方ですか。

統計係長 調査員ということなんですけれども、こちらは市のほうから推薦をしまして、東京都知事から任命を受けた市の調査員になります。職員ではないんですが、市のほうで任命をする調査員となります。

議長 よろしいですか。

4番 はい。

議長 その方は、何か自分を証明できるようなものを御持参ですか。

統計係長 緑色なんです。こういう調査員証というものを必ず携帯しておりますので、それを確認いただければと思います。

議長 それは事前に連絡があるんですか。

統計係長 基本的には事前連絡はございません。いきなりお邪魔をさせていただきますけれども、東京都は、畜産農家には一日一軒に限定し、訪問するなど、家畜をされている方につきましては配慮させていただきますので、事前に連絡の上、お邪魔させていただくようになっております。

議長 その調査は時間的にどのぐらいかかる予定でしょうか。

統計係長 時間のほうは、概ね10分から15分程度、耕地面積とか飼育状況とかを確認させていただいた上で、その後に調査票というのをお渡しして、後日、回収という形になります。

議長 わかりました。

ほかに何かございますか。これは農家全体ですよ。

統計係長 あらゆる農業の方です。

議長 金子委員。

3番 これは今、農業委員会に来ていますが、委員会の委員が周知することはしなくていいんですか。

統計係長 周知のほうは、こちらのほうで広報、それからホームページ等でさせていただきますので、特に委員の皆様について何かということはありません。

3番 見ない人がいるから、何しに来たと疑う人もいるから。

統計係長 なるべく一生懸命PRさせていただきます。

議長 会議の初めにいろいろなことについて話したんですが、支部に戻って1月の初めごろに新年会等があるんですけども、そのときに農業委員から挨拶があります。そのときに、このことに少し触れてもよろしいですか。

統計係長 ありがとうございます。

議長 ということでございますので、触れていただいて結構ですので、よろしくお願いします。

統計係長 ポスター等もございますので、もし掲示のほうをお許しいただけるのであれば、ポスターのほうを御用意させていただきます。

議長 これは全国なんですか。

統計係長 はい、全国です。

議長 5年ごとですよ。

統計係長 はい。

議長 ほかにございますか。清水委員。

14番 対象は全てということですけども、調査は、その中の一部の方ということなんですか。

統計係長 対象は全農業者の方なんですけれども、細かい調査票につきましては、ある一定規模以上の方が調査票の対象になっておりまして、一旦は全戸を回らせていただいた中で、細かい調査票については一部の方になります。

議長 どんなことでも結構ですが、よろしいですか。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

〔担当職員 退席〕

議長 次回の総会は1月24日金曜日、午後3時から208・209会議室となっております。

本日は、慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

これをもちまして総会を閉会いたします。

午後3時43分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員